

東区での子育てを応援しています

子育て支援施設や子育てサロンをぜひご利用ください

東区子育て情報誌「ままっぷ」を区内の区役所・出張所、公民館などで配布しています。ママ目線の子育てに関する情報が満載ですので、ぜひご覧ください。



雨の日でも子どもと一緒に過ごせる子育て支援施設を紹介！

開館(開設)時間 休館日
対象 駐車場

い〜てらす

ボルダリングや滑り台が備わった人気の大型遊具があります。小さなお子さん向けの幼児ひろばには、おままごとやパズル、ブロックなど遊び道具が充実しています。

寺山(寺山公園内)

☎025-250-5207

開 午前9時～午後6時

休 水曜日(祝日の場合は翌平日)

対 0歳～小学3年生 回108台 ※授乳室有

一時保育が利用できます

時 間 午前9時～正午、午後1時～6時のうち、1日最長4時間

料 金 1人1時間につき300円

対 象 満1歳～就学前児

申し込み 利用日の2週間前から前日までに電話で同施設(先着順)

※一時保育利用の理由は問いません



わいわいひろば

区役所2階にある親子で遊べる施設です。人気の乗り物コーナーや赤ちゃんコーナーなどがあり、ゆったり過ごすことができます。

下木戸1・東区プラザ2階

☎025-250-2395

開 午前9時～午後6時

休 第1・3月曜日(祝日の場合は翌平日)

対 0歳～小学2年生 回共有300台

一時保育が利用できます ※利用条件あり

時 間 午前9時～午後6時のうち、1日最長4時間

料 金 1人1時間につき300円

対 象 満1歳～就学前児
※区役所庁舎内の施設を利用する保護者の子どもに限る

申し込み 利用日の10日前から3日前までに電話で同施設(先着順)



こども創作活動館

大きなホールでは、ドッジボールやサッカーなどボールを使った遊びが人気です。また、幼児向けのホールでは、乗り物の車で走ったり、広いスペースで体を使って思いっきり遊べます。

牡丹山1

☎025-279-2113

開 午前9時～午後6時

(日曜日・祝日は午後5時まで)

休 月曜日(祝日の場合は翌平日)

対 0歳～中学生 回13台 ※授乳室有

勉強できるスペースがあります

日 時 開館時間中いつでも

場 所 和室か工作の部屋

対 象 小学1年生～中学3年生

持 ち 物 勉強道具一式



※2面にも各子育て支援施設の催しを掲載しています

公民館の子育てサロンへ遊びにいこう！

0歳から入園前の子どもと保護者の交流の場です。参加者同士で一緒に遊んだり、おしゃべりや子育ての情報交換などをしたりしています。会場では、子育てを応援する地域のボランティアスタッフも待っています。時間内は出入り自由です。当日直接会場へお越しください。

ひだまり

会場・問い合わせ 中地区公民館(☎025-250-2910)

開催日 毎月第1・3木曜日(祝日を除く)

時 間 午前10時～正午

対 象 未就園児と保護者

内 容 読み聞かせ、手あそびなどおもちゃもたくさんあります。



会場・問い合わせ 石山地区公民館(☎025-250-2930)

いちごランド

開催日 毎月第1火曜日

時 間 午前10時～11時15分

対 象 未就園児と保護者

内 容 自由遊びと絵本の読み聞かせ

ピーカーぶー

開催日 毎月第4金曜日(12月27日を除く)

時 間 午前10時～11時15分

対 象 0歳児と保護者(未就園児のきょうだいの参加可)

内 容 自由遊び、参加者やスタッフとの交流

冬休み子ども学習会

宿題の自習について、学習支援ボランティア「市民先生」が見守り、分からないところは丁寧に教えます。

開催日時 12月25日(水)～27日(金)(3日間)
午前9時～11時30分

会 場 山の下まちづくりセンター 会議室1

対象・定員 東区の小学4～6年生30人(申し込み多数の場合抽選、結果は12月6日(金)以降に申し込み者全員へ発送)

持 ち 物 冬休みの宿題(ワークなど)、学校の教科書や問題集、筆記用具、飲み物(水筒)、出席カード(申込者に事前送付)

申し込み 12月5日(木)午後5時までに市オンライン申請システム[e-NIIGATA]または電話で中地区公民館(☎025-250-2910)



今月の「ごみゼロの日」は11月24日(日)です。

ごみのない美しいまち、環境への負荷の少ないまちを目指して、東区では毎月最終日曜日を「ごみゼロの日」としています。この日を機会に、ご家庭でできるごみに関する取り組みについて、もう一度考えてみませんか。

「ごみゼロ！」一〇メモ 捨てる前に、電池類を取り外せる製品かどうか確認する

電池類を含む製品が「燃やさないごみ」に出されたことによる、ごみ処理施設の火災が増えています。「燃やさないごみ」は、市の清掃センターで破砕処理され、可燃物、不燃物、金属に分けられます。この工程で、電池類を含む製品が含まれていると、電池類が破損し、発火する恐れがあります。

そのため、捨てる前に、電池類を取り外せる製品かどうか確認をお願いします。

電池類を取り外せる製品については、電池類は「特定5品目」、その他の部分については、その素材、大きさなどにより、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」または「粗大ごみ」になります。

電池類を取り外せない製品については、製品本体ごと「特定5品目」(ただし、粗大ごみの大きさに該当するものを除く)になります。なお、出し方については、中身の見える透明・半透明の袋に入れて、特定5品目の日(月1回)に出してください。異なる種類の特定5品目を、まとめて同じ袋に入れても構いません。

電池類(内蔵型)を含む製品の例



問い合わせ 区民生活課生活環境係(☎025-250-2285)